

【墓じまい完全マニュアル】

後悔しないための進め方とポイント



発行: 有限会社 白田石材 (shirata-sekizai.com)

はじめに - 墓じまいを考える皆様へ

近年、「墓じまい」という言葉を耳にする機会が増えました。

墓じまいとは、今あるお墓を解体・撤去して更地にし、その使用权を墓地の管理者様(お寺や霊園)にお返しすることを指します。そして、取り出したご遺骨は、永代供養墓地など、新しい場所に移して供養します。

「お墓の承継者がいない」「故郷が遠く、お墓の管理が難しい」「子供や孫に負担をかけたくない」といった社会背景の変化から、墓じまいは、今あるお墓とご先祖様、そして未来の家族のために、前向きに考える大切な選択肢の一つとなっています。

このマニュアルは、墓じまいを考え始めた方が、不安なく、順序立てて手続きを進められるように、基本的な知識から具体的な手順、費用、よくある質問までを網羅したものです。

ご先祖様への感謝の気持ちを大切にしながら、皆様が納得のいく墓じまいを実現するための一助となれば幸いです。



第1章:失敗しないための墓じまいの進め方【6ステップ】

墓じまいは、関係者との合意形成や行政手続きなど、やるべきことが多岐にわたります。以下の6つのステップに沿って、一つひとつ着実に進めていきましょう。

【ステップ1】親族間で話し合う

墓じまいで最も重要かつ、最初に行うべきことです。お墓は個人のものではなく、ご先祖様から続く家族・親族にとって大切な場所です。独断で進めると、後々深刻なトラブルに発展しかねません。

- **話し合うべき内容**
 - なぜ墓じまいをしたいのか、その理由と考え
 - ご遺骨の新しい供養先(永代供養、納骨堂、樹木葬など)の候補
 - 墓じまいにかかる費用の分担について
- **ポイント**
 - ご先祖様への敬意と感謝を忘れず、感情的にならずに話し合いたしましょう。
 - 全員がすぐに納得するのは難しいかもしれません。時間をかけて、丁寧に理解を求める姿勢が大切です。

【ステップ2】現在の墓地管理者に相談する

親族の合意が得られたら、次にお墓があるお寺や霊園の管理者に、墓じまいを検討している旨を伝えます。

- **伝えること・確認すること**
 - 墓じまいを考えていること
 - 必要な手続きや書類について
 - 石材店の指定があるかどうか
- **注意点(寺院墓地の場合)**
 - これまでお墓をお守りいただいたことへの感謝を丁寧に伝えましょう。
 - 「離檀(りだん)」をすることになります。その際、お布施として「離檀料」を求められることがあります。法的な支払い義務はありませんが、感謝の気持ちとしてお渡しするのが一般的です。もし高額な請求などで困った場合は、石材店などの専門家に相談しましょう。

【ステップ3】新しい供養先を決定し、契約する

ご遺骨をどこで、どのように供養していくかを決めます。様々な選択肢がありますので、ご自身の考えやライフスタイル、予算に合わせて検討しましょう。

- **主な供養先の種類**
 - **永代供養墓:** 管理者が永代にわたり供養・管理してくれるお墓。多くは他の方のご遺骨と一緒に祀られます(合祀)。
 - **納骨堂:** 屋内に設置された、個人や家族単位でご遺骨を収蔵する施設。
 - **樹木葬:** 墓石の代わりに樹木などをシンボルとするお墓。自然志向の方に人気です。
 - **手元供養:** ご遺骨の一部を小さな骨壺やアクセサリーに入れて、自宅などで保管する方法。
- **契約と書類**
 - 供養先が決まったら見学などを行い、納得した上で契約します。
 - 契約後、**「受入証明書(永代供養許可証)」**を発行してもらいます。この書類は次の行政手続きで必ず必要になります。

【ステップ 4】行政手続きを行う(改葬許可申請)

お墓のお引越しには、法律に基づいた許可が必要です。それが「改葬(かいそう)許可」です。

- **手続きの流れ**
 1. 「改葬許可申請書」を入手する
 - 現在お墓がある市区町村の役所の窓口(戸籍や住民票などを扱う課)でもらいます。ホームページでダウンロードできる市町村もあります。
 2. 「埋蔵(収蔵)証明書」に記入してもらう
 - 入手した申請書の一部が証明欄になっています。現在の墓地管理者に渡し、ここに誰の遺骨が埋蔵されているかを証明する署名・捺印をもらいます。
 3. 申請書を提出し、「改葬許可証」を受け取る
 - 記入済みの「改葬許可申請書」と、ステップ 3 で入手した「受入証明書」を役所に提出します。不備がなければ**「改葬許可証」**が交付されます。

【ステップ 5】閉眼供養と墓石の解体・撤去

行政の許可が下りたら、いよいよお墓での作業に移ります。

- **閉眼供養(へいがんくよう)**
 - 「魂抜き」「お性根抜き」とも呼ばれます。お墓に宿っているご先祖様の魂を抜き、ただの石に戻すための大切な儀式です。通常、お墓の前で僧侶にお経をあげていただきます。
- **ご遺骨の取り出し**
 - 閉眼供養が終わった後、石材店がお墓からご遺骨を取り出します。
- **墓石の解体・整地**
 - 墓石を解体・撤去し、基礎部分も取り除きます。その後、土地を更地の状態に戻し、墓地管理者に返還します。これで墓じまいの作業は完了です。
 -

【ステップ 6】新しい供養先へ納骨する



取り出したご遺骨を、ステップ 3 で決めた新しい供養先に納めます。

- **持参するもの**
 - ご遺骨
 - 役所で交付された**「改葬許可証」** (この書類がないと納骨できません)
- **納骨**
 - 新しい供養先の管理者に「改葬許可証」を提出し、指示に従って納骨します。多くの場合、ここでも「納骨法要」の儀式を執り行います。

第2章:気になる「墓じまい」の費用について

墓じまいの費用は、お墓の場所や大きさ、新しい供養先の種類によって大きく異なりますが、総額で30万円～400万円程度が一般的な目安です。

費用の種類	金額の目安	備考
行政手続き費用	数百円～数千円	住民票や戸籍謄本などの発行手数料です。
離壇料	3万円～20万円程度	寺院墓地の場合。決まった額はなく、お寺との関係性によります。
閉眼供養のお布施	3万円～10万円程度	僧侶へのお礼です。
墓石の解体・撤去費用	20万円～300万円程度	墓地の面積1㎡あたり8～20万円が目安。重機が入れない場所などは高くなる傾向があります。
新しい供養先の費用	5万円～150万円程度	永代供養(合祀)なら安価に、個別の納骨堂などは高価になります。

・費用を抑えるポイント

- **相見積もりを取る:** 石材店は1社だけでなく、複数の業者から見積もりを取り、費用と作業内容を比較検討しましょう。あまりにも安い業者、不法投棄等もお気をつけください。
- **新しい供養先をよく検討する:** 新しい供養先にかかる費用が、総額に大きく影響します。ご自身の予算に合った供養方法を選びましょう。



第3章:よくある質問 Q&A

Q. 親族が海外に住んでいて、なかなか話し合いが進みません。

A. まずは手紙やメール、国際電話、ビデオ通話などで、墓じまいを考え始めた経緯を丁寧に伝えましょう。なぜ必要なのか、ご自身の状況を誠実に説明することで、理解を得やすくなります。時間をかけて、粘り強く対話を続けることが大切です。

Q. 墓石の解体・撤去は自分でもできますか？

A. 墓石は非常に重く、専門的な知識や道具、重機が必要です。また、産業廃棄物として適切に処理する義務もあります。個人で行うのは非常に危険で困難なため、必ず専門の石材店に依頼してください。

Q. ご遺骨が土に還っている場合はどうなりますか？

A. 長い年月が経ち、ご遺骨が土のようになっていることもあります。その場合は、ご遺骨があった場所周辺の土を「故人の生きた証」として集め、新しい供養先に納めるのが一般的です。

第4章:まとめ - 心を込めた墓じまいのために

墓じまいは、物理的な作業や法的な手続き以上に、ご先祖様への感謝と、これからの供養を考える精神的な側面が非常に大きいものです。

手続きが複雑に感じられるかもしれませんが、一つひとつのステップには全て意味があります。親族としっかり話し合い、専門家の力を借りながら丁寧に進めることで、きっと関わる人全員が安心できる、後悔のない墓じまいが実現できるはずです。

このマニュアルが、その第一歩を踏み出すお役に立てれば、これほど嬉しいことはありません。

墓じまいに関するご不安や疑問、お見積りのご依頼など、どんな些細なことでも、私たち有限会社白田石材までお気軽にご相談ください。専門のスタッフが、皆様の心に寄り添い、最適なお提案をさせていただきます。

【お問い合わせ】

有限会社 白田石材

- ウェブサイト: <https://www.shirata-sekizai.com/>
- お電話でのお問い合わせ: 0237-62-2277(代)
- メールでのお問い合わせ: ウェブサイトのお問い合わせフォームをご利用ください。

